

中央教育審議会の会議を経ないで行われた諮問について

○初等中等教育分科会

令和 6 年度教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程の認定について（令和 6 年 7 月 18 日）…………… 1

○大学分科会

認証評価機関の認証について（令和 6 年 3 月 12 日）…………… 15

大学設置基準の一部改正について（令和 6 年 3 月 12 日）…………… 57

大学設置基準の一部改正について（令和 6 年 7 月 19 日）…………… 60

○関連規定…………… 63

6 文 科 教 第 8 0 7 号

中 央 教 育 審 議 会

教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程の認定について、別紙のとおり申請がありましたので、教育職員免許法別表第1備考第5号イの規定により諮問します。

令和6年7月18日

文 部 科 学 大 臣

盛 山 正 仁

令和6年度課程認定申請大学等一覧

【目次】

1	国立大学の学部等の課程	1
2	公立大学の学部等の課程	3
3	私立大学の学部等の課程	4
4	私立大学の学部等の通信課程	8
5	私立短期大学の学科等の通信課程	9
6	国立大学の大学院の課程	10
7	公立大学の大学院の課程	11
8	私立大学の大学院の課程	12

1. 国立大学の学部等の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
1	岩手県	国立大学法人岩手大学	岩手大学	教育学部	学校教育教員養成課程		160	高等学校教諭一種免許状(情報)
				理工学部	理工学科		414	高等学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(情報) 高等学校教諭一種免許状(工業)
							50	高等学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(農業)
				農学部	食料農学科		51	高等学校教諭一種免許状(理科)
					生命科学科		70	高等学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(農業)
					地域環境科学科		55	高等学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(農業)
					動物科学・水産科学科			
2	秋田県	国立大学法人秋田大学	秋田大学	総合環境理工学部	応用化学生物学科		100	高等学校教諭一種免許状(理科)
					環境数物科学科		90	中学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(理科)
					社会システム工学科		125	高等学校教諭一種免許状(工業)
				情報データ科学部	情報データ科学科		100	高等学校教諭一種免許状(情報)
3	新潟県	国立大学法人新潟大学	新潟大学	工学部	工学科		535	高等学校教諭一種免許状(情報)
4	岐阜県	国立大学法人東海国立大学機構	岐阜大学	応用生物科学部	応用生命化学科		55	高等学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(農業)
					食農生命科学科		55	高等学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(農業)
					生物圏環境学科		50	高等学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(農業)
5	大阪府	国立大学法人大阪教育大学	大阪教育大学	教育学部	教育協働学科		350	高等学校教諭一種免許状(情報)
6	兵庫県	国立大学法人神戸大学	神戸大学	システム情報学部	システム情報学科		150	中学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(情報)
7	兵庫県	国立大学法人兵庫教育大学	兵庫教育大学	学校教育学部	学校教育教員養成課程		160	高等学校教諭一種免許状(情報)
8	島根県	国立大学法人島根大学	島根大学	総合理工学部	総合理工学科		370	中学校教諭一種免許状(数学) 中学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(情報) 高等学校教諭一種免許状(工業)
9	岡山県	国立大学法人岡山大学	岡山大学	教育学部	学校教育教員養成課程		250	特別支援学校教諭一種免許状(視覚障害者) 特別支援学校教諭一種免許状(聴覚障害者) 特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者) 特別支援学校教諭一種免許状(肢体不自由者) 特別支援学校教諭一種免許状(病弱者)
10	広島県	国立大学法人広島大学	広島大学	工学部	第三類(応用化学・生物工学・化学工学系)		115	高等学校教諭一種免許状(理科)

1. 国立大学の学部等の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
11	宮崎県	国立大学法人宮崎大学	宮崎大学	農学部	農学科		235	高等学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(農業) 高等学校教諭一種免許状(水産)
				工学部	工学科		370	高等学校教諭一種免許状(情報)

2. 公立大学の学部等の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類	備考
1	福井県	公立大学法人福井県立大学	福井県立大学	生物資源学部	創造農学科		30	高等学校教諭一種免許状(農業)	
				恐竜学部	恐竜・地質学科		30	高等学校教諭一種免許状(理科)	
2	広島県	公立大学法人広島市立大学	広島市立大学	国際学部	国際学科		100	中学校教諭一種免許状(社会) 高等学校教諭一種免許状(地理歴史) 高等学校教諭一種免許状(公民)	
3	山口県	公立大学法人山口県立大学	山口県立大学	国際文化学部	情報社会学科		40	高等学校教諭一種免許状(情報)	
4	山口県	公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学	山陽小野田市立山口東京理科大学	工学部	医薬工学科		60	中学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(理科)	
5	山口県	公立大学法人下関市立大学	下関市立大学	看護学部	看護学科		80	養護教諭一種免許状	
6	山口県	公立大学法人周南公立大学	周南公立大学	人間健康科学部	スポーツ健康科学科		80	小学校教諭二種免許状	小専科指導
7	福岡県	公立大学法人福岡県立大学	福岡県立大学	人間社会学部	社会福祉学科		50	高等学校教諭一種免許状(福祉)	
					人間形成学科		50	特別支援学校教諭二種免許状(知的障害者) 特別支援学校教諭二種免許状(肢体不自由者) 特別支援学校教諭二種免許状(病弱者)	強み・専門性 強み・専門性 強み・専門性

3. 私立大学の学部等の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類	備考
1	北海道	学校法人吉田学園	札幌保健医療大学	保健医療学部	看護学科		100	養護教諭一種免許状	
2	千葉県	学校法人大乗淑徳学園	淑徳大学	総合福祉学部	社会福祉学科	福祉教職コース	50	小学校教諭二種免許状	強み・専門性
3	埼玉県	学校法人城西大学	城西大学	理学部	情報数理学科		60	中学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(情報)	
4	東京都	学校法人北里研究所	北里大学	獣医学部	グリーン環境創成科学科		100	中学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(理科)	
5	東京都	学校法人東洋大学	東洋大学	総合情報学部	総合情報学科	システム情報専攻	80	高等学校教諭一種免許状(情報)	
6	東京都	学校法人日本体育大学	日本体育大学	保健医療学部	整復医療学科		90	中学校教諭一種免許状(保健体育) 高等学校教諭一種免許状(保健体育)	
					救急医療学科		80	中学校教諭一種免許状(保健体育) 高等学校教諭一種免許状(保健体育) 養護教諭一種免許状	
7	東京都	学校法人玉川学園	玉川大学	文学部	英語教育学科		80	小学校教諭二種免許状	小専科指導
				農学部	生産農学科		155	小学校教諭二種免許状	小専科指導
				工学部	情報通信工学科		60	小学校教諭二種免許状	小専科指導
					ソフトウェアサイエンス学科		60	小学校教諭二種免許状	小専科指導
					マネジメントサイエンス学科		60	小学校教諭二種免許状	小専科指導
					デザインサイエンス学科		60	小学校教諭二種免許状	小専科指導
8	東京都	学校法人東京女子大学	東京女子大学	現代教養学部	人文学科		220	中学校教諭一種免許状(英語) 高等学校教諭一種免許状(英語)	
					国際社会学科		120	中学校教諭一種免許状(社会) 高等学校教諭一種免許状(地理歴史) 高等学校教諭一種免許状(公民)	
9	神奈川県	学校法人 フェリス女学院	フェリス女学院大学	グローバル教養学部	国際社会学科		195	中学校教諭一種免許状(社会) 高等学校教諭一種免許状(地理歴史) 高等学校教諭一種免許状(公民)	
					文化表現学科		170	中学校教諭一種免許状(国語) 高等学校教諭一種免許状(国語) 中学校教諭一種免許状(英語) 高等学校教諭一種免許状(英語)	
10	神奈川県	学校法人相模女子大学	相模女子大学	栄養科学部	健康栄養学科		80	中学校教諭一種免許状(保健体育) 高等学校教諭一種免許状(保健体育)	
11	神奈川県	学校法人 調布学園	田園調布学園大学	子ども教育学部	子ども教育学科		80	小学校教諭一種免許状	

3. 私立大学の学部等の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類	備考
12	石川県	学校法人金沢工業大学	金沢工業大学	工学部	機械工学科		120	高等学校教諭一種免許状(工業)	
					先進機械システム工学科		60	高等学校教諭一種免許状(工業)	
					電気エネルギーシステム工学科		100	高等学校教諭一種免許状(工業)	
					電子情報システム工学科		100	高等学校教諭一種免許状(工業)	
				情報理工学部	情報工学科		120	高等学校教諭一種免許状(工業) 高等学校教諭一種免許状(情報) 高等学校教諭一種免許状(数学) 中学校教諭一種免許状(数学)	
					知能情報システム学科		120	高等学校教諭一種免許状(情報) 高等学校教諭一種免許状(数学) 中学校教諭一種免許状(数学)	
				メディア情報学部	メディア情報学科		140	高等学校教諭一種免許状(工業) 高等学校教諭一種免許状(情報)	
					心理情報デザイン学科		60	高等学校教諭一種免許状(情報)	
				情報デザイン学部	経営情報学科		60	高等学校教諭一種免許状(工業) 高等学校教諭一種免許状(情報)	
					環境デザイン創成学科		40	高等学校教諭一種免許状(情報)	
				建築学部	建築デザイン学科		100	高等学校教諭一種免許状(工業)	
					建築学科		100	高等学校教諭一種免許状(工業)	
13	岐阜県	学校法人聖徳学園	岐阜聖徳学園大学	人文学部	人文学科		150	中学校教諭一種免許状(国語) 高等学校教諭一種免許状(国語) 中学校教諭一種免許状(社会) 高等学校教諭一種免許状(地理歴史)	
				経済情報学部	経済情報学科		150	高等学校教諭一種免許状(公民)	
14	岐阜県	学校法人神谷学園	東海学院大学	人間関係学部	子ども発達学科		50	中学校教諭一種免許状(英語)	
15	静岡県	学校法人静岡理工科大学	静岡理工科大学	理工学部	土木工学科		50	高等学校教諭一種免許状(工業)	
16	愛知県	学校法人東邦学園	愛知東邦大学	教育学部	子ども発達学科		50	中学校教諭一種免許状(保健体育)	
17	愛知県	学校法人愛知淑徳学園	愛知淑徳大学	教育学部	教育学科		140	小学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状(英語) 高等学校教諭一種免許状(英語) 特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者) 特別支援学校教諭一種免許状(肢体不自由者) 特別支援学校教諭一種免許状(病弱者)	
18	三重県	学校法人皇學館	皇學館大学	教育学部	教育学科		200	中学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(理科)	
19	京都府	学校法人京都精華大学	京都精華大学	国際文化学部	グローバルスタディーズ学科		45	中学校教諭一種免許状(英語) 高等学校教諭一種免許状(英語)	
20	京都府	学校法人龍谷大学	龍谷大学	経営学部	商学科		160	高等学校教諭一種免許状(商業)	
				社会学部	総合社会学科		450	中学校教諭一種免許状(社会) 高等学校教諭一種免許状(公民)	

3. 私立大学の学部等の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類	備考
21	京都府	学校法人永守学園	京都先端科学大学	人文学部	心理学科		80	高等学校教諭一種免許状(公民)	
					歴史文化学科		90	高等学校教諭一種免許状(公民)	
				バイオ環境学部	応用生命科学科		80	中学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(理科)	
					生物環境科学科		80	中学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(農業)	
22	京都府	学校法人真宗大谷学園	大谷大学	教育学部	教育学科	初等教育コース	50	中学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(数学)	
23	京都府	学校法人佛教教育学園	京都華頂大学	日本文化学部	日本文化学科		40	中学校教諭一種免許状(国語) 高等学校教諭一種免許状(国語)	
24	大阪府	学校法人大阪産業大学	大阪産業大学	情報デザイン学部	情報システム学科		130	中学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(情報)	
				建築・環境デザイン学部	建築・環境デザイン学科		165	中学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(工業)	
				システム工学部	システム工学科		240	中学校教諭一種免許状(数学) 中学校教諭一種免許状(技術) 高等学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(情報) 高等学校教諭一種免許状(工業)	
25	大阪府	学校法人大阪経済大学	大阪経済大学	人間科学部	人間科学科		200	養護教諭一種免許状	
26	大阪府	学校法人常磐会学園	大阪常磐会大学	こども教育学部	こども教育学科		118	特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者) 特別支援学校教諭一種免許状(肢体不自由者) 特別支援学校教諭一種免許状(病弱者)	
27	大阪府	学校法人常翔学園	摂南大学	看護学部	看護学科		100	養護教諭一種免許状	
28	大阪府	学校法人西大和学園	大和大学	政治経済学部	政治・政策学科		60	中学校教諭一種免許状(社会) 高等学校教諭一種免許状(公民)	
					経済経営学科		120	中学校教諭一種免許状(社会) 高等学校教諭一種免許状(公民)	
					グローバルビジネス学科		80	中学校教諭一種免許状(社会) 高等学校教諭一種免許状(公民)	
				情報学部	情報学科		250	高等学校教諭一種免許状(情報)	
29	大阪府	学校法人関西外国語大学	関西外国語大学	外国語学部	国際日本学科		200	中学校教諭一種免許状(国語) 高等学校教諭一種免許状(国語)	
30	大阪府	学校法人大阪電気通信大学	大阪電気通信大学	健康情報学部	健康情報学科		165	中学校教諭一種免許状(数学) 中学校教諭一種免許状(保健体育) 高等学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(保健体育) 高等学校教諭一種免許状(工業)	
31	兵庫県	学校法人濱名山手学院	関西国際大学	グローバル学部	グローバル学科		125	中学校教諭一種免許状(英語) 高等学校教諭一種免許状(英語)	
32	兵庫県	学校法人武庫川学院	武庫川女子大学	環境共生学部	環境共生学科		120	中学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(理科)	

3. 私立大学の学部等の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類	備考
33	兵庫県	学校法人親和学園	神戸親和大学	教育学部	教育学科		180	中学校教諭一種免許状(国語) 高等学校教諭一種免許状(国語) 高等学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(英語)	
34	兵庫県	学校法人行吉学園	神戸女子大学	教育学部	教育学科		130	特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者) 特別支援学校教諭一種免許状(肢体不自由者) 特別支援学校教諭一種免許状(病弱者)	
35	兵庫県	学校法人都築学園	神戸医療未来大学	健康スポーツ学部	健康スポーツコミュニケーション学科		180	中学校教諭一種免許状(保健体育) 高等学校教諭一種免許状(保健体育)	
36	奈良県	学校法人冬木学園	畿央大学	健康科学部	人間環境デザイン学科		60	中学校教諭一種免許状(技術)	
37	岡山県	学校法人美作学園	美作大学	生活科学部	児童学科		80	中学校教諭一種免許状(家庭)	
38	岡山県	学校法人就実学園	就実大学	心理学部	心理学科		100	養護教諭一種免許状	
39	岡山県	学校法人作陽学園	くらしき作陽大学	健康スポーツ教育学部	健康スポーツ教育学科		60	小学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状(保健体育) 高等学校教諭一種免許状(保健体育)	
40	岡山県	学校法人川崎学園	川崎医療福祉大学	医療福祉学部	医療福祉学科	初等・特別支援教育コース	40	小学校教諭一種免許状 特別支援学校教諭一種免許状(視覚障害者) 特別支援学校教諭一種免許状(聴覚障害者) 特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者) 特別支援学校教諭一種免許状(肢体不自由者) 特別支援学校教諭一種免許状(病弱者)	
41	広島県	学校法人安田学園	安田女子大学	教育学部	幼児教育学科		130	幼稚園教諭一種免許状	
42	広島県	学校法人鶴学園	広島工業大学	環境学部	食健康科学科		90	中学校教諭一種免許状(理科)	
43	愛媛県	学校法人松山大学	松山大学	情報学部	情報学科		120	高等学校教諭一種免許状(情報)	
44	福岡県	学校法人中村産業学園	九州産業大学	商学部	経営・流通学科		470	高等学校教諭一種免許状(情報)	
				理工学部	機械工学科		130	中学校教諭一種免許状(技術)	
					電気工学科		100	中学校教諭一種免許状(技術)	
45	福岡県	学校法人都築学園	第一薬科大学	薬学部	薬科学科		30	高等学校教諭一種免許状(情報)	
46	福岡県	学校法人東筑紫学園	九州栄養福祉大学	こども教育学部	こども教育学科		50	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状 特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者) 特別支援学校教諭一種免許状(肢体不自由者) 特別支援学校教諭一種免許状(病弱者)	
47	佐賀県	学校法人永原学園	西九州大学	健康福祉学部	スポーツ健康福祉学科		50	小学校教諭二種免許状	小専科指導
48	鹿児島県	学校法人都築教育学園	第一工科大学	工学部	情報・AI・データサイエンス学科		190	中学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(数学)	

4. 私立大学の学部等の通信課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
1	愛知県	学校法人菊武学園	名古屋産業大学	現代ビジネス学部	現代ビジネス学科		200	高等学校教諭一種免許状(公民)

5. 私立短期大学の学科等の通信課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
1	神奈川県	学校法人鎌倉女子大学	鎌倉女子大学短期大学部		初等教育学科通信教育課程		300	幼稚園教諭二種免許状 小学校教諭二種免許状

6. 国立大学の大学院の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学科等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
1	山形県	国立大学法人山形大学	山形大学	理工学研究科	理工学研究科	数理情報システム専攻	88	中学校教諭専修免許状(数学) 高等学校教諭専修免許状(数学)
2	東京都	国立大学法人東京農工大学	東京農工大学	先進学際科学府	先進学際科学府	先進学際科学専攻	99	中学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(理科)
3	岡山県	国立大学法人岡山大学	岡山大学	教育学研究科	教育学研究科	教職実践専攻	45	特別支援学校教諭専修免許状(視覚障害者) 特別支援学校教諭専修免許状(聴覚障害者) 特別支援学校教諭専修免許状(知的障害者) 特別支援学校教諭専修免許状(肢体不自由者) 特別支援学校教諭専修免許状(病弱者)
4	山口県	国立大学法人山口大学	山口大学	人間社会科学研究科	人間社会科学研究科	人文科学専攻	7	中学校教諭専修免許状(国語) 中学校教諭専修免許状(社会) 中学校教諭専修免許状(英語) 高等学校教諭専修免許状(国語) 高等学校教諭専修免許状(地理歴史) 高等学校教諭専修免許状(公民) 高等学校教諭専修免許状(英語)
						経済学・経営学専攻	22	高等学校教諭専修免許状(公民) 高等学校教諭専修免許状(商業)
5	福岡県	国立大学法人福岡教育大学	福岡教育大学	教育学研究科	教育学研究科	教職実践専攻	50	特別支援学校教諭専修免許状(視覚障害者) 特別支援学校教諭専修免許状(聴覚障害者) 特別支援学校教諭専修免許状(知的障害者) 特別支援学校教諭専修免許状(肢体不自由者) 特別支援学校教諭専修免許状(病弱者)
6	熊本県	国立大学法人熊本大学	熊本大学	自然科学教育部	自然科学教育部	半導体・情報数理専攻	120	中学校教諭専修免許状(数学) 高等学校教諭専修免許状(数学) 高等学校教諭専修免許状(情報) 高等学校教諭専修免許状(工業)
7	大分県	国立大学法人大分大学	大分大学	理工学研究科	理工学研究科	理工学専攻	143	中学校教諭専修免許状(数学) 中学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(数学) 高等学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(情報) 高等学校教諭専修免許状(工業)

7. 公立大学の大学院の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
1	埼玉県	公立大学法人埼玉県立大学	埼玉県立大学	保健医療福祉学研究科	保健医療福祉学専攻博士前期課程	38	養護教諭専修免許状
2	神奈川県	公立大学法人神奈川県立保健福祉大学	神奈川県立保健福祉大学	保健福祉学研究科	博士前期課程	25	養護教諭専修免許状 栄養教諭専修免許状
3	広島県	公立大学法人広島市立大学	広島市立大学	国際学研究科	国際学専攻	15	中学校教諭専修免許状(社会) 高等学校教諭専修免許状(地理歴史) 高等学校教諭専修免許状(公民)
4	山口県	公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学	山陽小野田市立山口東京理科大学	工学研究科	数理情報科学専攻	15	中学校教諭専修免許状(数学) 高等学校教諭専修免許状(数学)

8. 私立大学の大学院の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
1	埼玉県	学校法人文教大学学園	文教大学	教育学研究科	学校教育専攻	10	中学校教諭専修免許状(英語) 高等学校教諭専修免許状(英語)
2	東京都	学校法人慶應義塾	慶應義塾大学	社会学研究科	教育学専攻	10	中学校教諭専修免許状(ドイツ語) 中学校教諭専修免許状(フランス語) 中学校教諭専修免許状(中国語) 中学校教諭専修免許状(数学) 中学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(ドイツ語) 高等学校教諭専修免許状(フランス語) 高等学校教諭専修免許状(中国語) 高等学校教諭専修免許状(数学) 高等学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(情報) 高等学校教諭専修免許状(商業) 高等学校教諭専修免許状(工業)
3	神奈川県	学校法人調布学園	田園調布学園大学	人間学研究科	子ども人間学専攻	5	小学校教諭専修免許状
4	長野県	学校法人松商学園	松本大学	総合経営研究科	総合経営専攻	5	高等学校教諭専修免許状(商業)
5	静岡県	学校法人聖隷学園	聖隷クリストファー大学	看護学研究科	看護学専攻	10	養護教諭専修免許状
6	大阪府	学校法人大阪学院大学	大阪学院大学	コンピュータサイエンス研究科	コンピュータサイエンス専攻	10	高等学校教諭専修免許状(情報)
7	大阪府	学校法人藍野大学	藍野大学	看護学研究科	看護学専攻	6	養護教諭専修免許状
8	岡山県	学校法人創志学園	環太平洋大学	スポーツ科学研究科	スポーツ科学専攻	8	中学校教諭専修免許状(保健体育) 高等学校教諭専修免許状(保健体育)

次の事項について、理由を添えて諮問します。

認証評価機関の認証について

令和 6 年 3 月 1 2 日

文部科学大臣 盛山 正仁

(理由)

一般社団法人専門職高等教育質保証機構から、別紙のとおり、学校教育法第 1 1 0 条第 1 項の規定に基づく認証評価機関の認証の申請があったので、同法第 1 1 2 条第 1 号の規定に基づき、標記の諮問を行うものである。

令和 5 年 12 月 21 日

文 部 科 学 大 臣
盛 山 正 仁 殿

一般社団法人 専門職高等教育質保証機構
代表理事 川口 昭彦

経営ビジネス分野専門職大学 認証評価機関申請書

学校教育法第 110 条の規定に基づき、認証の申請を行います。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

I 申請内容

- 1 名称及び事務所の所在地
- 2 役員氏名
- 3 認証評価の対象
- 4 大学評価基準及び評価方法
- 5 認証評価の実施体制
- 6 認証評価結果の公表の方法
- 7 認証評価の周期
- 8 認証評価に係る手数料の額
- 9 その他評価の実施に関し参考となる事項

II 添付書類

- 1 定款
- 2 登記簿謄本
- 3 今後 5 年間の収支計画、財産目録及び貸借対照表
- 4 認証評価の業務の実施状況
- 5 認証評価の業務以外の業務の種類及び概要
- 6 認証評価手続
 - 6-1 専門職大学_評価基準要綱（経営ビジネス分野）
 - 6-2 専門職大学_自己評価実施要項（経営ビジネス分野）
 - 6-3 専門職大学_評価実施手引書（経営ビジネス分野）
- 7 認証評価のスケジュール
- 8 認証評価体制（組織図）
- 9 認証評価概要、認証評価委員会、その他関係会議委員名簿
 - 9-1 専門職大学_認証評価基準（経営ビジネス分野）について
 - 9-2 認証評価体制、評価委員等候補者名簿（経営ビジネス分野）
- 10 認証評価対象専門職大学（経営ビジネス分野）一覧
- 11 大学評価基準等の意見照会と、意見への対応
- 12 認証評価に関する諸規則（経理規程）

一般社団法人 専門職高等教育質保証機構
事務連絡担当者 事務局長 外山 公美
E-mail : jimukyoku@qaphe.com
T E L : 03-3403-3432 070-4816-1286

1 名称及び事務所の所在地

- (1) 名称
一般社団法人 専門職高等教育質保証機構
- (2) 事務所の所在地
〒106-0032
東京都港区六本木六丁目 5 番 1 7 号

2 役員の氏名

別紙役員名簿のとおり 【別添 1 役員名簿】

3 評価の対象

専門職大学（経営ビジネス分野）

4 大学評価基準及び評価方法

専門職大学の評価は、評価の目的・基本的方針、評価基準及び評価の実施体制・方法等を定めた「専門職大学評価基準要綱（経営ビジネス分野）（以下、「評価要綱）」」、及び評価基準に基づいて対象大学が評価を受ける際に行う自己評価の方法等に関する事項を定めた「専門職大学自己評価実施要項（経営ビジネス分野）（以下、「自己評価要項）」」、並びに評価担当者が評価の意義や方法を十分に理解し共通理解のもとで職務を遂行できるようマニュアルとして定めた「専門職大学評価実施手引書（経営ビジネス分野）（以下「評価手引書）」」に基づき実施する。その概要は次のとおりである。

(1) 専門職大学評価基準

一般社団法人専門職高等教育質保証機構（以下「機構」）の定める評価基準による。なお、概要は以下のとおり。【添付書類 6－1：評価要綱（1－13 頁）】

- ① 評価基準は、学校教育法第 109 条第 4 項に規定する専門職大学評価基準として策定されたものであり、専門職大学の教育活動等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、5 つの領域で構成される。【添付書類 6－1：評価要綱（1－9 頁）】
- ② 評価基準は、専門職大学設置基準（平成 29 年文部科学省令第 33 号）等を踏まえて、機構が専門職大学の教育活動等が評価基準に適合している旨の判断を行う際に、専門職大学に必要と考える要件及び評価対象大学の目的に照らして、教育活動等を分析・判断するために定

めたものである。【添付書類 6－1：評価要綱（4－9 頁）】

③ 1 評価基準は、その内容により、次の 2 つに分類される。

(i) 専門職大学において、評価基準に定められた基準を満たしていることが求められるもの。

例 「・・・であること。」「・・・されていること。」等

(ii) 専門職大学において、少なくとも、定められた内容に関する措置が講じられていることが求められるもの。

例 「・・・行われていること。」「・・・機能していること。」等

2 基本的な観点は、基準ごとに内容を説明したものである。基本的な観点は、その内容により、次の 3 つに分類される。

(i) 専門職大学において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。

例 「・・・であるか。」「・・・されているか。」等

(ii) 専門職大学において、少なくとも、定められた内容に関する措置が講じられていることが求められるもの。

例 「・・・行われているか。」「機能しているか。」等

(iii) 専門職大学において、定められた内容が実施されていれば、「優れている」と判断されるもの。

例 「・・・が図られているか。」等

④ 専門職大学は、評価の結果、評価基準に適合していると認められた場合に適合認定が与えられる。【添付書類 6－1：評価要綱（1－3 頁）】

④-1 評価基準に適合していると認められるためには、すべての基準が満たされていなければならない。

④-2 重点評価項目（基準 I-2、基準 V-1）のいずれか一つでも満たしていない場合には、他の基準の状況如何に関わらず「専門職高等教育質保証機構が定める評価基準に適合していない」と判定する。

④-3 各基準を満たしているかどうかについては、上記③-2 の基本的な観点ごとの分析・判断に基づき総合的に判断する。

⑤ 評価基準設定の際には、機構で十分審議され、その過程の公平性及び透明性を確保するため、機構ホームページによる情報提供を行った（令和 4 年 4 月）。また、機構は、評価基準を変更する場合にも、その過程の公平性及び透明性を確保するため、その検討段階において事前に案を公表し、広く意見を求める等の必要な措置を講じると規定している。【添付書類 6－1：評価要綱（13 頁）】

(2) 評価方法

評価方法は、機構が定める「評価要綱」、「自己評価要項」及び「評価手引書」による。

なお、概要は以下のとおりである。【添付書類 6－1～6－3：評価要綱（10～13 頁）、自己評価要項（1～5 頁）、評価手引書（1～12 頁）】

- ① 評価対象専門職大学が作成した自己点検評価報告書、その他、機構が必要と認めて入手した資料の分析・検討（書面調査）、及び評価対象専門職大学に関する面談、授業・施設の視察及び関連資料の閲覧調査等を内容とする訪問調査により、評価を実施する。【添付書類 6－1～6－3：評価要綱（10～11 頁）、自己評価要項（2～3 頁）、評価手引書（2～13 頁）】
- ② 評価結果については、次の 2 通りで判断する。
 - （i） 専門職大学評価基準の領域Ⅰから領域Ⅴまでのすべての基準を満たしている場合、「専門職高等教育質保証機構が定める評価基準に適合している。」と評価する。【添付書類 6－1：評価要綱（10 頁）】
 - （ii） 重点評価項目と位置付けた基準Ⅰ-2、基準Ⅴ-1 のいずれか一つでも満たしていない場合には、「専門職高等教育質保証機構が定める評価基準に適合していない」と評価する。
 - （ii）以外で、満たしていない基準があった場合には、「すべての基準に係る状況を総合的に勘案すれば、専門職大学として相応しい教育研究活動等の質が確保されている状況にある」ことが確認できれば、「・・・評価基準に適合している」、確認できなければ「・・・評価基準に適合していない」と評価する。

評価報告書には、上記の他、「認証評価結果」として、領域ごとに、「分析観点ごとの分析」から、対象専門職大学の目的に照らして、「評価結果の根拠・理由」及び「優れた点、特色ある点、改善が望ましい点、改善を要する点」を具体的に記述する。

5 認証評価の実施体制

機構は、評価委員会、意見申立審査会により専門職大学の評価を実施する。

【添付書類 6－1：評価要綱（11 頁）】

- （1）専門職大学認証評価委員会（以下「評価委員会」という）

評価委員会は、次の事項を審議し、決定する。

- ① 評価基準および評価方法その他評価に必要な事項の制定、改訂および変更
- ② 認証評価報告書（以下「評価報告書」）の作成

【添付書類 6－1～6－3：評価要綱（10～11 頁）、自己評価要項（3～4 頁）、評価手引書（1 頁）】

- （2）評価者研修

評価委員会委員は、公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、機構が行う評価員研修に参加しなければならない。【添付書類 6－1、6－3：評価要綱（10 頁）、評価手引書（2 頁）】

(3) 意見申立審査会

評価委員会委員は、評価結果を確定する前に、評価結果（案）を対象大学に通知し、その内容等に対する意見の申立ての機会を設ける。意見の申立てがあった場合には、評価委員会において再度審議を行い、評価結果を確定する、意見の申立てのうち、基準を満たしていないとの判断に対する意見の申立てがあった場合には、評価委員会の下に 5 名程度から構成される意見申立審査会を設けて審議を行い、その議を踏まえて、評価委員会に置いて最終的な決定を行う。

【添付書類 6－1～6－3：評価要綱（11 頁）、自己評価要項（4 頁）、評価手引書（2 頁）】

(4) 会計

認証評価事業に係る経費とそれ以外の事業に係る経費を区分して整理するものとする。

【添付書類 12：一般社団法人専門職高等教育質保証機構経理規程（1 頁）】

6 認証評価結果の公表の方法

機構は、確定した評価報告書を刊行物及びウェブサイトに掲載する等の方法で公表する。また、評価対象専門職大学から提出された自己点検評価報告書も機構のウェブサイトで公表する。

【添付書類 6－1：評価要綱（11 頁）】

7 認証評価の周期

専門職大学は、開設の日から 5 年以内に評価を受け、認証評価を受けた年度の翌年から 5 年以内ごとに評価を受けるものとする。【添付書類 6－1：評価要綱（11 頁）】

8 評価に係る手数料の額

別紙 QAPHE 評価手数料規程のとおり【別添 2 QAPHE 評価手数料規程】

9 その他評価の実施に関し参考となる事項

(1) 意見申立ての機会の付与（学校教育法第 110 条第 2 項第 3 号関係）

評価対象専門職大学は評価報告書（案）受領後、機構に対して意見の申立てを行うことができる。【添付書類 6－1、6－2：評価要綱（11 頁）、自己評価要項（3 頁）】

(2) 申請時の公表（学校教育法施行規則第 169 条第 1 項関係）

学校教育法施行規則第 169 条第 1 号に規定する事項の公表については、機構のウェブサイトに掲載する等の方法により公表する。

【添付書類 6－1、6－2：評価要綱（11 頁）、自己評価要項（4 頁）】

- (3) 認証の取消（学校教育法第 110 条第 2 項第 5 号関係）
本機構は同法第 110 条第 2 項の規定による認証の取り消しをされたことはない。
- (4) 大学に対する認証評価機会の保証（学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第 3 条第 1 項第 2 号関係）
本機構は、専門職大学から認証評価を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく当該専門職大学の認証評価を行う。
- (5) 教育課程及び教員組織に生じた重要な変更の扱い（学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第 3 条第 2 項関係）
専門職大学は、認証評価を受けた後、次の認証評価を受ける前に、教育課程又は教員組織に重要な変更があったときは、すみやかに、変更に係る事項を機構に通知しなければならない。機構は、前項の通知等によって変更に係る事項について把握したときは、当該専門職大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずる。
【添付書類 6－2：自己評価要項（5 頁）】
- (6) 経理的基礎を有する法人（学校教育法第 110 条第 2 項第 4 号関係）
本機構は、一般社団法人として、東京法務局港出張所より設立許可（平成 23 年 2 月 18 日）されており、一般社団法人関係法令及び機構の定款に則り運営されている。現在までに、法令等の違反事由はないとともに、東京法務局港出張所から改善の指摘を受けた事実もない。
機構は、資産 15,000,000 円を有しており（令和 5 年 4 月末現在）、評価事業を行う上で、十分な経理的基礎を有している。
- (7) 認証評価の実施状況（学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第 3 条第 2 項関係）
本機構は、ビューティビジネス分野専門職大学院の認証評価を実施する認証評価機関として、平成 24 年に認証され、平成 24 年度、平成 29 年度、及び令和 5 年度にハリウッド大学院大学（ビューティビジネス研究科ビューティビジネス専攻）の認証評価を実施している。
また、教育実践分野専門職大学院の認証評価を実施する認証評価機関として、令和 3 年に認証され、令和 3 年度に、星槎大学大学院（教育実践研究科）の認証評価を実施している。

令和 5 年 12 月 21 日

文 部 科 学 大 臣
盛 山 正 仁 殿

一般社団法人 専門職高等教育質保証機構
代表理事 川口 昭彦

情報工学分野専門職大学 認証評価機関申請書

学校教育法第 110 条の規定に基づき、認証の申請を行います。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

I 申請内容

- 1 名称及び事務所の所在地
- 2 役員氏名
- 3 認証評価の対象
- 4 大学評価基準及び評価方法
- 5 認証評価の実施体制
- 6 認証評価結果の公表の方法
- 7 認証評価の周期
- 8 認証評価に係る手数料の額
- 9 その他評価の実施に関し参考となる事項

II 添付書類

- 1 定款
- 2 登記簿謄本
- 3 今後 5 年間の収支計画、財産目録及び貸借対照表
- 4 認証評価の業務の実施状況
- 5 認証評価の業務以外の業務の種類及び概要
- 6 認証評価手続
 - 6-1 専門職大学_評価基準要綱（情報工学分野）
 - 6-2 専門職大学_自己評価実施要項（情報工学分野）
 - 6-3 専門職大学_評価実施手引書（情報工学分野）
- 7 認証評価のスケジュール
- 8 認証評価体制（組織図）
- 9 認証評価概要、認証評価委員会、その他関係会議委員名簿
 - 9-1 専門職大学_認証評価基準（情報工学分野）について
 - 9-2 認証評価体制、評価委員等候補者名簿（情報工学分野）
- 10 認証評価対象専門職大学（情報工学分野）一覧
- 11 大学評価基準等の意見照会と、意見への対応
- 12 認証評価に関する諸規則（経理規程）

一般社団法人 専門職高等教育質保証機構
事務連絡担当者 事務局長 外山 公美
E-mail : jimukyoku@qaphe.com
T E L : 03-3403-3432 070-4816-1286

1 名称及び事務所の所在地

- (1) 名称
一般社団法人 専門職高等教育質保証機構
- (2) 事務所の所在地
〒106-0032
東京都港区六本木六丁目 5 番 1 7 号

2 役員の氏名

別紙役員名簿のとおり 【別添 1 役員名簿】

3 評価の対象

専門職大学（情報工学分野）

4 大学評価基準及び評価方法

専門職大学の評価は、評価の目的・基本的方針、評価基準及び評価の実施体制・方法等を定めた「専門職大学評価基準要綱（情報工学分野）（以下、「評価要綱）」」、及び評価基準に基づいて対象大学が評価を受ける際に行う自己評価の方法等に関する事項を定めた「専門職大学自己評価実施要項（情報工学分野）（以下、「自己評価要項）」」、並びに評価担当者が評価の意義や方法を十分に理解し共通理解のもとで職務を遂行できるようマニュアルとして定めた「専門職大学評価実施手引書（情報工学分野）（以下「評価手引書）」」に基づき実施する。その概要は次のとおりである。

(1) 専門職大学評価基準

一般社団法人専門職高等教育質保証機構（以下「機構」）の定める評価基準による。なお、概要は以下のとおり。【添付書類 6－1：評価要綱（1－13 頁）】

- ① 評価基準は、学校教育法第 109 条第 4 項に規定する専門職大学評価基準として策定されたものであり、専門職大学の教育活動等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、5 つの領域で構成される。【添付書類 6－1：評価要綱（1－9 頁）】
- ② 評価基準は、専門職大学設置基準（平成 29 年文部科学省令第 33 号）等を踏まえて、機構が専門職大学の教育活動等が評価基準に適合している旨の判断を行う際に、専門職大学に必要と考える要件及び評価対象大学の目的に照らして、教育活動等を分析・判断するために定

めたものである。【添付書類 6－1：評価要綱（4－9 頁）】

③ 1 評価基準は、その内容により、次の 2 つに分類される。

(i) 専門職大学において、評価基準に定められた基準を満たしていることが求められるもの。

例 「・・・であること。」「・・・されていること。」等

(ii) 専門職大学において、少なくとも、定められた内容に関する措置が講じられていることが求められるもの。

例 「・・・行われていること。」「・・・機能していること。」等

2 基本的な観点は、基準ごとに内容を説明したものである。基本的な観点は、その内容により、次の 3 つに分類される。

(i) 専門職大学において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。

例 「・・・であるか。」「・・・されているか。」等

(ii) 専門職大学において、少なくとも、定められた内容に関する措置が講じられていることが求められるもの。

例 「・・・行われているか。」「機能しているか。」等

(iii) 専門職大学において、定められた内容が実施されていれば、「優れている」と判断されるもの。

例 「・・・が図られているか。」等

④ 専門職大学は、評価の結果、評価基準に適合していると認められた場合に適合認定が与えられる。【添付書類 6－1：評価要綱（1－3 頁）】

④-1 評価基準に適合していると認められるためには、すべての基準が満たされていなければならない。

④-2 重点評価項目（基準 I-2、基準 V-1）のいずれか一つでも満たしていない場合には、他の基準の状況如何に関わらず「専門職高等教育質保証機構が定める評価基準に適合していない」と判定する。

④-3 各基準を満たしているかどうかについては、上記③-2 の基本的な観点ごとの分析・判断に基づき総合的に判断する。

⑤ 評価基準設定の際には、機構で十分審議され、その過程の公平性及び透明性を確保するため、機構ホームページによる情報提供を行った（令和 4 年 4 月）。また、機構は、評価基準を変更する場合にも、その過程の公平性及び透明性を確保するため、その検討段階において事前に案を公表し、広く意見を求める等の必要な措置を講じると規定している。【添付書類 6－1：評価要綱（13 頁）】

(2) 評価方法

評価方法は、機構が定める「評価要綱」、「自己評価要項」及び「評価手引書」による。

なお、概要は以下のとおりである。【添付書類 6－1～6－3：評価要綱（10～13 頁）、自己評価要項（1～5 頁）、評価手引書（1～12 頁）】

- ① 評価対象専門職大学が作成した自己点検評価報告書、その他、機構が必要と認めて入手した資料の分析・検討（書面調査）、及び評価対象専門職大学に関する面談、授業・施設の視察及び関連資料の閲覧調査等を内容とする訪問調査により、評価を実施する。【添付書類 6－1～6－3：評価要綱（10～11 頁）、自己評価要項（2～3 頁）、評価手引書（2～13 頁）】
- ② 評価結果については、次の 2 通りで判断する。
 - （i） 専門職大学評価基準の領域Ⅰから領域Ⅴまでのすべての基準を満たしている場合、「専門職高等教育質保証機構が定める評価基準に適合している。」と評価する。【添付書類 6－1：評価要綱（10 頁）】
 - （ii） 重点評価項目と位置付けた基準Ⅰ-2、基準Ⅴ-1 のいずれか一つでも満たしていない場合には、「専門職高等教育質保証機構が定める評価基準に適合していない」と評価する。
 - （ii）以外で、満たしていない基準があった場合には、「すべての基準に係る状況を総合的に勘案すれば、専門職大学として相応しい教育研究活動等の質が確保されている状況にある」ことが確認できれば、「・・・評価基準に適合している」、確認できなければ「・・・評価基準に適合していない」と評価する。

評価報告書には、上記の他、「認証評価結果」として、領域ごとに、「分析観点ごとの分析」から、対象専門職大学の目的に照らして、「評価結果の根拠・理由」及び「優れた点、特色ある点、改善が望ましい点、改善を要する点」を具体的に記述する。

5 認証評価の実施体制

機構は、評価委員会、意見申立審査会により専門職大学の評価を実施する。

【添付書類 6－1：評価要綱（11 頁）】

- （1）専門職大学認証評価委員会（以下「評価委員会」という）

評価委員会は、次の事項を審議し、決定する。

- ① 評価基準および評価方法その他評価に必要な事項の制定、改訂および変更
- ② 認証評価報告書（以下「評価報告書」）の作成

【添付書類 6－1～6－3：評価要綱（10～11 頁）、自己評価要項（3～4 頁）、評価手引書（1 頁）】

- （2）評価者研修

評価委員会委員は、公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、機構が行う評価員研修に参加しなければならない。【添付書類 6－1、6－3：評価要綱（10 頁）、評価手引書（2 頁）】

(3) 意見申立審査会

評価委員会委員は、評価結果を確定する前に、評価結果（案）を対象大学に通知し、その内容等に対する意見の申立ての機会を設ける。意見の申立てがあった場合には、評価委員会において再度審議を行い、評価結果を確定する、意見の申立てのうち、基準を満たしていないとの判断に対する意見の申立てがあった場合には、評価委員会の下に 5 名程度から構成される意見申立審査会を設けて審議を行い、その議を踏まえて、評価委員会に置いて最終的な決定を行う。

【添付書類 6－1～6－3：評価要綱（11 頁）、自己評価要項（4 頁）、評価手引書（2 頁）】

(4) 会計

認証評価事業に係る経費とそれ以外の事業に係る経費を区分して整理するものとする。

【添付書類 12：一般社団法人専門職高等教育質保証機構経理規程（1 頁）】

6 認証評価結果の公表の方法

機構は、確定した評価報告書を刊行物及びウェブサイトに掲載する等の方法で公表する。また、評価対象専門職大学から提出された自己点検評価報告書も機構のウェブサイトで公表する。

【添付書類 6－1：評価要綱（11 頁）】

7 認証評価の周期

専門職大学は、開設の日から 5 年以内に評価を受け、認証評価を受けた年度の翌年から 5 年以内ごとに評価を受けるものとする。【添付書類 6－1：評価要綱（11 頁）】

8 評価に係る手数料の額

別紙 QAPHE 評価手数料規程のとおり【別添 2 QAPHE 評価手数料規程】

9 その他評価の実施に関し参考となる事項

(1) 意見申立ての機会の付与（学校教育法第 110 条第 2 項第 3 号関係）

評価対象専門職大学は評価報告書（案）受領後、機構に対して意見の申立てを行うことができる。【添付書類 6－1、6－2：評価要綱（11 頁）、自己評価要項（3 頁）】

(2) 申請時の公表（学校教育法施行規則第 169 条第 1 項関係）

学校教育法施行規則第 169 条第 1 号に規定する事項の公表については、機構のウェブサイトに掲載する等の方法により公表する。

【添付書類 6－1、6－2：評価要綱（11 頁）、自己評価要項（4 頁）】

- (3) 認証の取消（学校教育法第 110 条第 2 項第 5 号関係）
本機構は同法第 110 条第 2 項の規定による認証の取り消しをされたことはない。
- (4) 大学に対する認証評価機会の保証（学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第 3 条第 1 項第 2 号関係）
本機構は、専門職大学から認証評価を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく当該専門職大学の認証評価を行う。
- (5) 教育課程及び教員組織に生じた重要な変更の扱い（学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第 3 条第 2 項関係）
専門職大学は、認証評価を受けた後、次の認証評価を受ける前に、教育課程又は教員組織に重要な変更があったときは、すみやかに、変更に係る事項を機構に通知しなければならない。機構は、前項の通知等によって変更に係る事項について把握したときは、当該専門職大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずる。
【添付書類 6－2：自己評価要項（5 頁）】
- (6) 経理的基礎を有する法人（学校教育法第 110 条第 2 項第 4 号関係）
本機構は、一般社団法人として、東京法務局港出張所より設立許可（平成 23 年 2 月 18 日）されており、一般社団法人関係法令及び機構の定款に則り運営されている。現在までに、法令等の違反事由はないとともに、東京法務局港出張所から改善の指摘を受けた事実もない。
機構は、資産 15,000,000 円を有しており（令和 5 年 4 月末現在）、評価事業を行う上で、十分な経理的基礎を有している。
- (7) 認証評価の実施状況（学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第 3 条第 2 項関係）
本機構は、ビューティビジネス分野専門職大学院の認証評価を実施する認証評価機関として、平成 24 年に認証され、平成 24 年度、平成 29 年度、及び令和 5 年度にハリウッド大学院大学（ビューティビジネス研究科ビューティビジネス専攻）の認証評価を実施している。
また、教育実践分野専門職大学院の認証評価を実施する認証評価機関として、令和 3 年に認証され、令和 3 年度に、星槎大学大学院（教育実践研究科）の認証評価を実施している。

令和 5 年 12 月 21 日

文 部 科 学 大 臣
盛 山 正 仁 殿

一般社団法人 専門職高等教育質保証機構
代表理事 川口 昭彦

農林環境分野専門職大学 認証評価機関申請書

学校教育法第 110 条の規定に基づき、認証の申請を行います。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

I 申請内容

- 1 名称及び事務所の所在地
- 2 役員氏名
- 3 認証評価の対象
- 4 大学評価基準及び評価方法
- 5 認証評価の実施体制
- 6 認証評価結果の公表の方法
- 7 認証評価の周期
- 8 認証評価に係る手数料の額
- 9 その他評価の実施に関し参考となる事項

II 添付書類

- 1 定款
- 2 登記簿謄本
- 3 今後 5 年間の収支計画、財産目録及び貸借対照表
- 4 認証評価の業務の実施状況
- 5 認証評価の業務以外の業務の種類及び概要
- 6 認証評価手続
 - 6-1 専門職大学_評価基準要綱（農林環境分野）
 - 6-2 専門職大学_自己評価実施要項（農林環境分野）
 - 6-3 専門職大学_評価実施手引書（農林環境分野）
- 7 認証評価のスケジュール
- 8 認証評価体制（組織図）
- 9 認証評価概要、認証評価委員会、その他関係会議委員名簿
 - 9-1 専門職大学_認証評価基準（農林環境分野）について
 - 9-2 認証評価体制、評価委員等候補者名簿（農林環境分野）
- 10 認証評価対象専門職大学（農林環境分野）一覧
- 11 大学評価基準等の意見照会と、意見への対応
- 12 認証評価に関する諸規則（経理規程）

一般社団法人 専門職高等教育質保証機構
事務連絡担当者 事務局長 外山 公美
E-mail : jimukyoku@qaphe.com
TEL : 03-3403-3432 070-4816-1286

1 名称及び事務所の所在地

- (1) 名称
一般社団法人 専門職高等教育質保証機構
- (2) 事務所の所在地
〒106-0032
東京都港区六本木六丁目 5 番 1 7 号

2 役員の氏名

別紙役員名簿のとおり 【別添 1 役員名簿】

3 評価の対象

専門職大学（農林環境分野）

4 大学評価基準及び評価方法

専門職大学の評価は、評価の目的・基本的方針、評価基準及び評価の実施体制・方法等を定めた「専門職大学評価基準要綱（農林環境分野）（以下、「評価要綱）」、及び評価基準に基づいて対象大学が評価を受ける際に行う自己評価の方法等に関する事項を定めた「専門職大学自己評価実施要項（農林環境分野）（以下、「自己評価要項）」、並びに評価担当者が評価の意義や方法を十分に理解し共通理解のもとで職務を遂行できるようマニュアルとして定めた「専門職大学評価実施手引書（農林環境分野）（以下「評価手引書）」に基づき実施する。その概要は次のとおりである。

(1) 専門職大学評価基準

一般社団法人専門職高等教育質保証機構（以下「機構」）の定める評価基準による。なお、概要は以下のとおり。【添付書類 6－1：評価要綱（1－13 頁）】

- ① 評価基準は、学校教育法第 109 条第 4 項に規定する専門職大学評価基準として策定されたものであり、専門職大学の教育活動等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、5 つの領域で構成される。【添付書類 6－1：評価要綱（1－9 頁）】
- ② 評価基準は、専門職大学設置基準（平成 29 年文部科学省令第 33 号）等を踏まえて、機構が専門職大学の教育活動等が評価基準に適合している旨の判断を行う際に、専門職大学に必要と考える要件及び評価対象大学の目的に照らして、教育活動等を分析・判断するために定

めたものである。【添付書類 6－1：評価要綱（4－9 頁）】

③ 1 評価基準は、その内容により、次の 2 つに分類される。

(i) 専門職大学において、評価基準に定められた基準を満たしていることが求められるもの。

例 「・・・であること。」「・・・されていること。」等

(ii) 専門職大学において、少なくとも、定められた内容に関する措置が講じられていることが求められるもの。

例 「・・・行われていること。」「・・・機能していること。」等

2 基本的な観点は、基準ごとに内容を説明したものである。基本的な観点は、その内容により、次の 3 つに分類される。

(i) 専門職大学において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。

例 「・・・であるか。」「・・・されているか。」等

(ii) 専門職大学において、少なくとも、定められた内容に関する措置が講じられていることが求められるもの。

例 「・・・行われているか。」「機能しているか。」等

(iii) 専門職大学において、定められた内容が実施されていれば、「優れている」と判断されるもの。

例 「・・・が図られているか。」等

④ 専門職大学は、評価の結果、評価基準に適合していると認められた場合に適合認定が与えられる。【添付書類 6－1：評価要綱（1－3 頁）】

④-1 評価基準に適合していると認められるためには、すべての基準が満たされていなければならない。

④-2 重点評価項目（基準 I-2、基準 V-1）のいずれか一つでも満たしていない場合には、他の基準の状況如何に関わらず「専門職高等教育質保証機構が定める評価基準に適合していない」と判定する。

④-3 各基準を満たしているかどうかについては、上記③-2 の基本的な観点ごとの分析・判断に基づき総合的に判断する。

⑤ 評価基準設定の際には、機構で十分審議され、その過程の公平性及び透明性を確保するため、機構ホームページによる情報提供を行った（令和 4 年 4 月）。また、機構は、評価基準を変更する場合にも、その過程の公平性及び透明性を確保するため、その検討段階において事前に案を公表し、広く意見を求める等の必要な措置を講じると規定している。【添付書類 6－1：評価要綱（13 頁）】

(2) 評価方法

評価方法は、機構が定める「評価要綱」、「自己評価要項」及び「評価手引書」による。

なお、概要は以下のとおりである。【添付書類 6－1～6－3：評価要綱（10～13 頁）、自己評価要項（1～5 頁）、評価手引書（1～12 頁）】

- ① 評価対象専門職大学が作成した自己点検評価報告書、その他、機構が必要と認めて入手した資料の分析・検討（書面調査）、及び評価対象専門職大学に関する面談、授業・施設の視察及び関連資料の閲覧調査等を内容とする訪問調査により、評価を実施する。【添付書類 6－1～6－3：評価要綱（10～11 頁）、自己評価要項（2～3 頁）、評価手引書（2～13 頁）】
- ② 評価結果については、次の 2 通りで判断する。
 - （i） 専門職大学評価基準の領域Ⅰから領域Ⅴまでのすべての基準を満たしている場合、「専門職高等教育質保証機構が定める評価基準に適合している。」と評価する。【添付書類 6－1：評価要綱（10 頁）】
 - （ii） 重点評価項目と位置付けた基準Ⅰ-2、基準Ⅴ-1 のいずれか一つでも満たしていない場合には、「専門職高等教育質保証機構が定める評価基準に適合していない」と評価する。
 - （ii）以外で、満たしていない基準があった場合には、「すべての基準に係る状況を総合的に勘案すれば、専門職大学として相応しい教育研究活動等の質が確保されている状況にある」ことが確認できれば、「・・・評価基準に適合している」、確認できなければ「・・・評価基準に適合していない」と評価する。

評価報告書には、上記の他、「認証評価結果」として、領域ごとに、「分析観点ごとの分析」から、対象専門職大学の目的に照らして、「評価結果の根拠・理由」及び「優れた点、特色ある点、改善が望ましい点、改善を要する点」を具体的に記述する。

5 認証評価の実施体制

機構は、評価委員会、意見申立審査会により専門職大学の評価を実施する。

【添付書類 6－1：評価要綱（11 頁）】

- （1）専門職大学認証評価委員会（以下「評価委員会」という）

評価委員会は、次の事項を審議し、決定する。

- ① 評価基準および評価方法その他評価に必要な事項の制定、改訂および変更
- ② 認証評価報告書（以下「評価報告書」）の作成

【添付書類 6－1～6－3：評価要綱（10～11 頁）、自己評価要項（3～4 頁）、評価手引書（1 頁）】

- （2）評価者研修

評価委員会委員は、公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、機構が行う評価員研修に参加しなければならない。【添付書類 6－1、6－3：評価要綱（10 頁）、評価手引書（2 頁）】

(3) 意見申立審査会

評価委員会委員は、評価結果を確定する前に、評価結果（案）を対象大学に通知し、その内容等に対する意見の申立ての機会を設ける。意見の申立てがあった場合には、評価委員会において再度審議を行い、評価結果を確定する、意見の申立てのうち、基準を満たしていないとの判断に対する意見の申立てがあった場合には、評価委員会の下に 5 名程度から構成される意見申立審査会を設けて審議を行い、その議を踏まえて、評価委員会に置いて最終的な決定を行う。

【添付書類 6－1～6－3：評価要綱（11 頁）、自己評価要項（4 頁）、評価手引書（2 頁）】

(4) 会計

認証評価事業に係る経費とそれ以外の事業に係る経費を区分して整理するものとする。

【添付書類 12：一般社団法人専門職高等教育質保証機構経理規程（1 頁）】

6 認証評価結果の公表の方法

機構は、確定した評価報告書を刊行物及びウェブサイトに掲載する等の方法で公表する。また、評価対象専門職大学から提出された自己点検評価報告書も機構のウェブサイトで公表する。

【添付書類 6－1：評価要綱（11 頁）】

7 認証評価の周期

専門職大学は、開設の日から 5 年以内に評価を受け、認証評価を受けた年度の翌年から 5 年以内ごとに評価を受けるものとする。【添付書類 6－1：評価要綱（11 頁）】

8 評価に係る手数料の額

別紙 QAPHE 評価手数料規程のとおり【別添 2 QAPHE 評価手数料規程】

9 その他評価の実施に関し参考となる事項

(1) 意見申立ての機会の付与（学校教育法第 110 条第 2 項第 3 号関係）

評価対象専門職大学は評価報告書（案）受領後、機構に対して意見の申立てを行うことができる。【添付書類 6－1、6－2：評価要綱（11 頁）、自己評価要項（3 頁）】

(2) 申請時の公表（学校教育法施行規則第 169 条第 1 項関係）

学校教育法施行規則第 169 条第 1 号に規定する事項の公表については、機構のウェブサイトに掲載する等の方法により公表する。

【添付書類 6－1、6－2：評価要綱（11 頁）、自己評価要項（4 頁）】

- (3) 認証の取消（学校教育法第 110 条第 2 項第 5 号関係）
本機構は同法第 110 条第 2 項の規定による認証の取り消しをされたことはない。
- (4) 大学に対する認証評価機会の保証（学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第 3 条第 1 項第 2 号関係）
本機構は、専門職大学から認証評価を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく当該専門職大学の認証評価を行う。
- (5) 教育課程及び教員組織に生じた重要な変更の扱い（学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第 3 条第 2 項関係）
専門職大学は、認証評価を受けた後、次の認証評価を受ける前に、教育課程又は教員組織に重要な変更があったときは、すみやかに、変更に係る事項を機構に通知しなければならない。機構は、前項の通知等によって変更に係る事項について把握したときは、当該専門職大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずる。
【添付書類 6－2：自己評価要項（5 頁）】
- (6) 経理的基礎を有する法人（学校教育法第 110 条第 2 項第 4 号関係）
本機構は、一般社団法人として、東京法務局港出張所より設立許可（平成 23 年 2 月 18 日）されており、一般社団法人関係法令及び機構の定款に則り運営されている。現在までに、法令等の違反事由はないとともに、東京法務局港出張所から改善の指摘を受けた事実もない。
機構は、資産 15,000,000 円を有しており（令和 5 年 4 月末現在）、評価事業を行う上で、十分な経理的基礎を有している。
- (7) 認証評価の実施状況（学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第 3 条第 2 項関係）
本機構は、ビューティビジネス分野専門職大学院の認証評価を実施する認証評価機関として、平成 24 年に認証され、平成 24 年度、平成 29 年度、及び令和 5 年度にハリウッド大学院大学（ビューティビジネス研究科ビューティビジネス専攻）の認証評価を実施している。
また、教育実践分野専門職大学院の認証評価を実施する認証評価機関として、令和 3 年に認証され、令和 3 年度に、星槎大学大学院（教育実践研究科）の認証評価を実施している。

令和 5 年 12 月 21 日

文 部 科 学 大 臣
盛 山 正 仁 殿

一般社団法人 専門職高等教育質保証機構
代表理事 川口 昭彦

エンタテインメント分野専門職大学 認証評価機関申請書

学校教育法第 110 条の規定に基づき、認証の申請を行います。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

I 申請内容

- 1 名称及び事務所の所在地
- 2 役員氏名
- 3 認証評価の対象
- 4 大学評価基準及び評価方法
- 5 認証評価の実施体制
- 6 認証評価結果の公表の方法
- 7 認証評価の周期
- 8 認証評価に係る手数料の額
- 9 その他評価の実施に関し参考となる事項

II 添付書類

- 1 定款
- 2 登記簿謄本
- 3 今後 5 年間の収支計画、財産目録及び貸借対照表
- 4 認証評価の業務の実施状況
- 5 認証評価の業務以外の業務の種類及び概要
- 6 認証評価手続
 - 6-1 専門職大学_評価基準要綱（エンタテインメント分野）
 - 6-2 専門職大学_自己評価実施要項（エンタテインメント分野）
 - 6-3 専門職大学_評価実施手引書（エンタテインメント分野）
- 7 認証評価のスケジュール
- 8 認証評価体制（組織図）
- 9 認証評価概要、認証評価委員会、その他関係会議委員名簿
 - 9-1 専門職大学_認証評価基準（エンタテインメント分野）について
 - 9-2 認証評価体制、評価委員等候補者名簿（エンタテインメント分野）
- 10 認証評価対象専門職大学（エンタテインメント分野）一覧
- 11 大学評価基準等の意見照会と、意見への対応
- 12 認証評価に関する諸規則（経理規程）

一般社団法人 専門職高等教育質保証機構
事務連絡担当者 事務局長 外山 公美
E-mail : jimukyoku@qaphe.com
T E L : 03-3403-3432 070-4816-1286

1 名称及び事務所の所在地

- (1) 名称
一般社団法人 専門職高等教育質保証機構
- (2) 事務所の所在地
〒106-0032
東京都港区六本木六丁目 5 番 1 7 号

2 役員の氏名

別紙役員名簿のとおり 【別添 1 役員名簿】

3 評価の対象

専門職大学（エンタテインメント分野）

4 大学評価基準及び評価方法

専門職大学の評価は、評価の目的・基本的方針、評価基準及び評価の実施体制・方法等を定めた「専門職大学評価基準要綱（エンタテインメント分野）（以下、「評価要綱）」、及び評価基準に基づいて対象大学が評価を受ける際に行う自己評価の方法等に関する事項を定めた「専門職大学自己評価実施要項（エンタテインメント分野）（以下、「自己評価要項）」、並びに評価担当者が評価の意義や方法を十分に理解し共通理解のもとで職務を遂行できるようマニュアルとして定めた「専門職大学評価実施手引書（エンタテインメント分野）（以下「評価手引書）」」に基づき実施する。その概要は次のとおりである。

(1) 専門職大学評価基準

一般社団法人専門職高等教育質保証機構（以下「機構」）の定める評価基準による。なお、概要は以下のとおり。【添付書類 6－1：評価要綱（1－13 頁）】

- ① 評価基準は、学校教育法第 109 条第 4 項に規定する専門職大学評価基準として策定されたものであり、専門職大学の教育活動等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、5 つの領域で構成される。【添付書類 6－1：評価要綱（1－9 頁）】
- ② 評価基準は、専門職大学設置基準（平成 29 年文部科学省令第 33 号）等を踏まえて、機構が専門職大学の教育活動等が評価基準に適合している旨の判断を行う際に、専門職大学に必要と考える要件及び評価対象大学の目的に照らして、教育活動等を分析・判断するために定

めたものである。【添付書類 6－1：評価要綱（4－9 頁）】

③ 1 評価基準は、その内容により、次の 2 つに分類される。

(i) 専門職大学において、評価基準に定められた基準を満たしていることが求められるもの。

例 「・・・であること。」「・・・されていること。」等

(ii) 専門職大学において、少なくとも、定められた内容に関する措置が講じられていることが求められるもの。

例 「・・・行われていること。」「・・・機能していること。」等

2 基本的な観点は、基準ごとに内容を説明したものである。基本的な観点は、その内容により、次の 3 つに分類される。

(i) 専門職大学において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。

例 「・・・であるか。」「・・・されているか。」等

(ii) 専門職大学において、少なくとも、定められた内容に関する措置が講じられていることが求められるもの。

例 「・・・行われているか。」「機能しているか。」等

(iii) 専門職大学において、定められた内容が実施されていれば、「優れている」と判断されるもの。

例 「・・・が図られているか。」等

④ 専門職大学は、評価の結果、評価基準に適合していると認められた場合に適合認定が与えられる。【添付書類 6－1：評価要綱（1－3 頁）】

④-1 評価基準に適合していると認められるためには、すべての基準が満たされていなければならない。

④-2 重点評価項目（基準 I-2、基準 V-1）のいずれか一つでも満たしていない場合には、他の基準の状況如何に関わらず「専門職高等教育質保証機構が定める評価基準に適合していない」と判定する。

④-3 各基準を満たしているかどうかについては、上記③-2 の基本的な観点ごとの分析・判断に基づき総合的に判断する。

⑤ 評価基準設定の際には、機構で十分審議され、その過程の公平性及び透明性を確保するため、機構ホームページによる情報提供を行った（令和 4 年 4 月）。また、機構は、評価基準を変更する場合にも、その過程の公平性及び透明性を確保するため、その検討段階において事前に案を公表し、広く意見を求める等の必要な措置を講じると規定している。【添付書類 6－1：評価要綱（13 頁）】

(2) 評価方法

評価方法は、機構が定める「評価要綱」、「自己評価要項」及び「評価手引書」による。

なお、概要は以下のとおりである。【添付書類 6－1～6－3：評価要綱（10～13 頁）、自己評価要項（1～5 頁）、評価手引書（1～12 頁）】

- ① 評価対象専門職大学が作成した自己点検評価報告書、その他、機構が必要と認めて入手した資料の分析・検討（書面調査）、及び評価対象専門職大学に関する面談、授業・施設の視察及び関連資料の閲覧調査等を内容とする訪問調査により、評価を実施する。【添付書類 6－1～6－3：評価要綱（10～11 頁）、自己評価要項（2～3 頁）、評価手引書（2～13 頁）】
- ② 評価結果については、次の 2 通りで判断する。
 - （i） 専門職大学評価基準の領域Ⅰから領域Ⅴまでのすべての基準を満たしている場合、「専門職高等教育質保証機構が定める評価基準に適合している。」と評価する。【添付書類 6－1：評価要綱（10 頁）】
 - （ii） 重点評価項目と位置付けた基準Ⅰ-2、基準Ⅴ-1 のいずれか一つでも満たしていない場合には、「専門職高等教育質保証機構が定める評価基準に適合していない」と評価する。
 - （ii）以外で、満たしていない基準があった場合には、「すべての基準に係る状況を総合的に勘案すれば、専門職大学として相応しい教育研究活動等の質が確保されている状況にある」ことが確認できれば、「・・・評価基準に適合している」、確認できなければ「・・・評価基準に適合していない」と評価する。

評価報告書には、上記の他、「認証評価結果」として、領域ごとに、「分析観点ごとの分析」から、対象専門職大学の目的に照らして、「評価結果の根拠・理由」及び「優れた点、特色ある点、改善が望ましい点、改善を要する点」を具体的に記述する。

5 認証評価の実施体制

機構は、評価委員会、意見申立審査会により専門職大学の評価を実施する。

【添付書類 6－1：評価要綱（11 頁）】

- （1）専門職大学認証評価委員会（以下「評価委員会」という）

評価委員会は、次の事項を審議し、決定する。

- ① 評価基準および評価方法その他評価に必要な事項の制定、改訂および変更
- ② 認証評価報告書（以下「評価報告書」）の作成

【添付書類 6－1～6－3：評価要綱（10～11 頁）、自己評価要項（3～4 頁）、評価手引書（1 頁）】

- （2）評価者研修

評価委員会委員は、公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、機構が行う評価員研修に参加しなければならない。【添付書類 6－1、6－3：評価要綱（10 頁）、評価手引書（2 頁）】

(3) 意見申立審査会

評価委員会委員は、評価結果を確定する前に、評価結果（案）を対象大学に通知し、その内容等に対する意見の申立ての機会を設ける。意見の申立てがあった場合には、評価委員会において再度審議を行い、評価結果を確定する、意見の申立てのうち、基準を満たしていないとの判断に対する意見の申立てがあった場合には、評価委員会の下に 5 名程度から構成される意見申立審査会を設けて審議を行い、その議を踏まえて、評価委員会に置いて最終的な決定を行う。

【添付書類 6－1～6－3：評価要綱（11 頁）、自己評価要項（4 頁）、評価手引書（2 頁）】

(4) 会計

認証評価事業に係る経費とそれ以外の事業に係る経費を区分して整理するものとする。

【添付書類 12：一般社団法人専門職高等教育質保証機構経理規程（1 頁）】

6 認証評価結果の公表の方法

機構は、確定した評価報告書を刊行物及びウェブサイトに掲載する等の方法で公表する。また、評価対象専門職大学から提出された自己点検評価報告書も機構のウェブサイトで公表する。

【添付書類 6－1：評価要綱（11 頁）】

7 認証評価の周期

専門職大学は、開設の日から 5 年以内に評価を受け、認証評価を受けた年度の翌年から 5 年以内ごとに評価を受けるものとする。【添付書類 6－1：評価要綱（11 頁）】

8 評価に係る手数料の額

別紙 QAPHE 評価手数料規程のとおり【別添 2 QAPHE 評価手数料規程】

9 その他評価の実施に関し参考となる事項

(1) 意見申立ての機会の付与（学校教育法第 110 条第 2 項第 3 号関係）

評価対象専門職大学は評価報告書（案）受領後、機構に対して意見の申立てを行うことができる。【添付書類 6－1、6－2：評価要綱（11 頁）、自己評価要項（3 頁）】

(2) 申請時の公表（学校教育法施行規則第 169 条第 1 項関係）

学校教育法施行規則第 169 条第 1 号に規定する事項の公表については、機構のウェブサイトに掲載する等の方法により公表する。

【添付書類 6－1、6－2：評価要綱（11 頁）、自己評価要項（4 頁）】

(3) 認証の取消（学校教育法第 110 条第 2 項第 5 号関係）

本機構は同法第 110 条第 2 項の規定による認証の取り消しをされたことはない。

(4) 大学に対する認証評価機会の保証（学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第 3 条第 1 項第 2 号関係）

本機構は、専門職大学から認証評価を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく当該専門職大学の認証評価を行う。

(5) 教育課程及び教員組織に生じた重要な変更の扱い（学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第 3 条第 2 項関係）

専門職大学は、認証評価を受けた後、次の認証評価を受ける前に、教育課程又は教員組織に重要な変更があったときは、すみやかに、変更に係る事項を機構に通知しなければならない。機構は、前項の通知等によって変更に係る事項について把握したときは、当該専門職大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずる。

【添付書類 6－2：自己評価要項（5 頁）】

(6) 経理的基礎を有する法人（学校教育法第 110 条第 2 項第 4 号関係）

本機構は、一般社団法人として、東京法務局港出張所より設立許可（平成 23 年 2 月 18 日）されており、一般社団法人関係法令及び機構の定款に則り運営されている。現在までに、法令等の違反事由はないとともに、東京法務局港出張所から改善の指摘を受けた事実もない。

機構は、資産 15,000,000 円を有しており（令和 5 年 4 月末現在）、評価事業を行う上で、十分な経理的基礎を有している。

(7) 認証評価の実施状況（学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第 3 条第 2 項関係）

本機構は、ビューティビジネス分野専門職大学院の認証評価を実施する認証評価機関として、平成 24 年に認証され、平成 24 年度、平成 29 年度、及び令和 5 年度にハリウッド大学院大学（ビューティビジネス研究科ビューティビジネス専攻）の認証評価を実施している。

また、教育実践分野専門職大学院の認証評価を実施する認証評価機関として、令和 3 年に認証され、令和 3 年度に、星槎大学大学院（教育実践研究科）の認証評価を実施している。

令和 5 年 12 月 21 日

文 部 科 学 大 臣
盛 山 正 仁 殿

一般社団法人 専門職高等教育質保証機構
代表理事 川口 昭彦

農林環境分野専門職短期大学 認証評価機関申請書

学校教育法第 110 条の規定に基づき、認証の申請を行います。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

I 申請内容

- 1 名称及び事務所の所在地
- 2 役員氏名
- 3 認証評価の対象
- 4 短期大学評価基準及び評価方法
- 5 認証評価の実施体制
- 6 認証評価結果の公表の方法
- 7 認証評価の周期
- 8 認証評価に係る手数料の額
- 9 その他評価の実施に関し参考となる事項

II 添付書類

- 1 定款
- 2 登記簿謄本
- 3 今後 5 年間の収支計画、財産目録及び貸借対照表
- 4 認証評価の業務の実施状況
- 5 認証評価の業務以外の業務の種類及び概要
- 6 認証評価手続
 - 6-1 専門職短期大学_評価基準要綱（農林環境分野）
 - 6-2 専門職短期大学_自己評価実施要項（農林環境分野）
 - 6-3 専門職短期大学_評価実施手引書（農林環境分野）
- 7 認証評価のスケジュール
- 8 認証評価体制（組織図）
- 9 認証評価概要、認証評価委員会、その他関係会議委員名簿
 - 9-1 専門職短期大学_認証評価基準（農林環境分野）について
 - 9-2 認証評価体制、評価委員等候補者名簿（農林環境分野）
- 10 認証評価対象専門職短期大学（農林環境分野）一覧
- 11 大学評価基準等の意見照会と、意見への対応
- 12 認証評価に関する諸規則（経理規程）

一般社団法人 専門職高等教育質保証機構
事務連絡担当者 事務局長 高橋 宏樹
E-mail : jimukyoku@qaphe.com
TEL : 03-3403-3432 070-4816-1286

1 名称及び事務所の所在地

- (1) 名称
一般社団法人 専門職高等教育質保証機構
- (2) 事務所の所在地
〒106-0032
東京都港区六本木六丁目 5 番 1 7 号

2 役員の氏名

別紙役員名簿のとおり 【別添 1 役員名簿】

3 評価の対象

専門職短期大学（農林環境分野）

4 短期大学評価基準及び評価方法

専門職短期大学の評価は、評価の目的・基本的方針、評価基準及び評価の実施体制・方法等を定めた「専門職短期大学評価基準要綱（農林環境分野）（以下、「評価要綱」）、及び評価基準に基づいて対象短期大学が評価を受ける際に行う自己評価の方法等に関する事項を定めた「専門職短期大学自己評価実施要項（農林環境分野）（以下、「自己評価要項」）、並びに評価担当者が評価の意義や方法を十分に理解し共通理解のもとで職務を遂行できるようマニュアルとして定めた「専門職短期大学評価実施手引書（農林環境分野）（以下「評価手引書」）に基づき実施する。その概要は次のとおりである。

(1) 専門職短期大学評価基準

一般社団法人専門職高等教育質保証機構（以下「機構」）の定める評価基準による。なお、概要は以下のとおり。【添付書類 6－1：評価要綱（1－13 頁）】

- ① 評価基準は、学校教育法第 109 条第 4 項に規定する専門職短期大学評価基準として策定されたものであり、専門職短期大学の教育活動等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、5 つの領域で構成される。

【添付書類 6－1：評価要綱（1－9 頁）】

- ② 評価基準は、専門職短期大学設置基準（平成 29 年文部科学省令第 34 号）等を踏まえて、機構が専門職短期大学の教育活動等が評価基準に適合している旨の判断を行う際に、専門職短期大学に必要と考える要件及び評価対象短期大学の目的に照らして、教育活動等を分析・判断するために定めたものである。【添付書類 6－1：評価要綱（4－9 頁）】

- ③ 1 評価基準は、その内容により、次の2つに分類される。
- (i) 専門職短期大学において、評価基準に定められた基準を満たしていることが求められるもの。
例 「・・・であること。」「・・・されていること。」等
 - (ii) 専門職短期大学において、少なくとも、定められた内容に関する措置が講じられていることが求められるもの。
例 「・・・行われていること。」「・・・機能していること。」等
- 2 基本的な観点、基準ごとに内容を説明したものである。基本的な観点は、その内容により、次の3つに分類される。
- (i) 専門職短期大学において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。
例 「・・・であるか。」「・・・されているか。」等
 - (ii) 専門職短期大学において、少なくとも、定められた内容に関する措置が講じられていることが求められるもの。
例 「・・・行われているか。」「機能しているか。」等
 - (iii) 専門職短期大学において、定められた内容が実施されていれば、「優れている」と判断されるもの。
例 「・・・が図られているか。」等
- ④ 専門職短期大学は、評価の結果、評価基準に適合していると認められた場合に適合認定が与えられる。【添付書類6－1：評価要綱（1－3頁）】
- ④-1 評価基準に適合していると認められるためには、すべての基準が満たされていなければならない。
 - ④-2 重点評価項目（基準Ⅰ-2、基準Ⅴ-1）のいずれか一つを満たしていない場合には、他の基準の状況如何に関わらず「専門職高等教育質保証機構が定める評価基準に適合していない」と判定する。
 - ④-3 各基準を満たしているかどうかについては、上記②-2の基本的な観点ごとの分析・判断に基づき総合的に判断する。
- ⑤ 評価基準設定の際には、機構で十分審議され、その過程の公平性及び透明性を確保するため、機構ホームページによる情報提供を行った（令和4年4月）。また、機構は、評価基準を変更する場合にも、その過程の公平性及び透明性を確保するため、その検討段階において事前に案を公表し、広く意見を求める等の必要な措置を講じると規定している。【添付書類6－1：評価要綱（13頁）】

（2）評価方法

評価方法は、機構が定める「評価要綱」、「自己評価要項」及び「評価手引書」による。なお、概要は以下のとおりである。【添付書類6－1～6－3：評価要綱（10－13頁）、自

己評価要項（1－5 頁）、評価手引書（1－12 頁）】

- ① 評価対象専門職短期大学が作成した自己点検評価報告書、その他、機構が必要と認めて入手した資料の分析・検討（書面調査）、及び評価対象専門職短期大学に関する面談、授業・施設の視察及び関連資料の閲覧調査等を内容とする訪問調査により、評価を実施する。【添付書類 6－1～6－3：評価要綱（10－11 頁）、自己評価要項（2－3 頁）、評価手引書（1－13 頁）】
- ② 評価結果については、次の 2 通りで判断する。
 - (i) 専門職短期大学評価基準の領域Ⅰから領域Ⅴまでのすべての基準を満たしている場合、「専門職高等教育質保証機構が定める評価基準に適合している。」と評価する。
【添付書類 6－1：評価要綱（10 頁）】
 - (ii) 重点評価項目と位置付けた基準Ⅰ-2、基準Ⅴ-1 のいずれか一つでも満たしていない場合には、「専門職高等教育質保証機構が定める評価基準に適合していない」と評価する。
 - (iii) (ii) 以外で、満たしていない基準があった場合には、「すべての基準に係る状況を総合的に勘案すれば、専門職短期大学として相応しい教育研究活動等の質が確保されている状況にある」ことが、確認できれば、「・・・評価基準に適合している」、確認できなければ「・・・評価基準に適合していない」と評価する。

評価報告書には、上記の他、「認証評価結果」として、領域ごとに、「分析観点ごとの分析」から、対象専門職短期大学の目的に照らして、「評価結果の根拠・理由」及び「優れた点、特色ある点、改善が望ましい点、改善を要する点」を具体的に記述する。

5 認証評価の実施体制

機構は、評価委員会、意見申立審査会により専門職短期大学の評価を実施する。

【添付書類 6－1：評価要綱（11 頁）】

（1）専門職短期大学認証評価委員会（以下「評価委員会」という）

評価委員会は、次の事項を審議し、決定する。

- ① 評価基準および評価方法その他評価に必要な事項の制定、改訂および変更
- ② 認証評価報告書（以下「評価報告書」）の作成

【添付書類 6－1～6－3：評価要綱（10－11 頁）、自己評価要項（3－4 頁）、評価手引書（1 頁）】

（2）評価者研修

評価委員会委員は、公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、機構が行う評価員研修に参加しなければならない。

【添付書類 6－1、6－3：評価要綱（10 頁）、評価手引書（2 頁）】

(3) 意見申立審査会

評価委員会委員は、評価結果を確定する前に、評価結果（案）を対象短期大学に通知し、その内容等に対する意見の申立ての機会を設ける。意見の申立てがあった場合には、評価委員会において再度審議を行い、評価結果を確定する、意見の申立てのうち、基準を満たしていないとの判断に対する意見の申立てがあった場合には、評価委員会の下に 5 名程度から構成される意見申立審査会を設けて審議を行い、その議を踏まえて、評価委員会に置いて最終的な決定を行う。【添付書類 6－1～6－3：評価要綱（11 頁）、自己評価要項（4 頁）、評価手引書（3 頁）】

(4) 会計

認証評価事業に係る経費とそれ以外の事業に係る経費を区分して整理するものとする。

【添付書類 12：一般社団法人専門職高等教育質保証機構経理規程（1 頁）】

6 認証評価結果の公表の方法

機構は、確定した評価報告書を刊行物及びウェブサイトに掲載する等の方法で公表する。また、評価対象専門職短期大学から提出された自己点検評価報告書も機構のウェブサイトで公表する。

【添付書類 6－1：評価要綱（11 頁）】

7 認証評価の周期

専門職短期大学は、開設の日から 5 年以内に評価を受け、認証評価を受けた年度の翌年から 5 年以内ごとに評価を受けるものとする。【添付書類 6－1：評価要綱（11 頁）】

8 評価に係る手数料の額

別紙 QAPHE 評価手数料規程のとおり【別添 2 QAPHE 評価手数料規程】

9 その他評価の実施に関し参考となる事項

(1) 意見申立ての機会の付与（学校教育法第 110 条第 2 項第 3 号関係）

評価対象専門職短期大学は評価報告書（案）受領後、機構に対して意見の申立てを行うことができる。【添付書類 6－1、6－2：評価要綱（11 頁）、自己評価要項（4 頁）】

(2) 申請時の公表（学校教育法施行規則第 169 条第 1 項関係）

学校教育法施行規則第 169 条第 1 号に規定する事項の公表については、機構のウェブサイトに掲載する等の方法により公表する。

【添付書類 6－1、6－2：評価要綱（11 頁）、自己評価要項（4 頁）】

(3) 認証の取消（学校教育法第 110 条第 2 項第 5 号関係）

本機構は同法第 110 条第 2 項の規定による認証の取り消しをされたことはない。

(4) 短期大学に対する認証評価機会の保証（学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第 3 条第 1 項第 2 号関係）

本機構は、専門職短期大学から認証評価を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく当該専門職短期大学の認証評価を行う。

(5) 教育課程及び教員組織に生じた重要な変更の扱い（学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第 3 条第 2 項関係）

専門職短期大学は、認証評価を受けた後、次の認証評価を受ける前に、教育課程又は教員組織に重要な変更があったときは、すみやかに、変更に係る事項を機構に通知しなければならない。機構は、前項の通知等によって変更に係る事項について把握したときは、当該専門職短期大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずる。【添付書類 6－2：自己評価要項（5 頁）】

(6) 経理的基礎を有する法人（学校教育法第 110 条第 2 項第 4 号関係）

本機構は、一般社団法人として、東京法務局港出張所より設立許可（平成 23 年 2 月 18 日）されており、一般社団法人関係法令及び機構の定款に則り運営されている。現在までに、法令等の違反事由はないとともに、東京法務局港出張所から改善の指摘を受けた事実もない。

機構は、資産 15,000,000 円を有しており（令和 5 年 4 月末現在）、評価事業を行う上で、十分な経理的基礎を有している。

(7) 認証評価の実施状況（学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第 3 条第 2 項関係）

本機構は、ビューティビジネス分野専門職大学院の認証評価を実施する認証評価機関として平成 24 年に認証され、平成 24 年度及び平成 29 年度にハリウッド大学院大学（ビューティビジネス研究科ビューティビジネス専攻）の認証評価を実施している。令和 4 年度には、三巡目の認証評価の実施が予定されており、令和 4 年 5 月に大学院関係者への説明会も実施している。

また、教育実践分野専門職大学院の認証評価を実施する認証評価機関として、令和 3 年に認証され、令和 3 年度に、星槎大学大学院（教育実践研究科）の認証評価を実施している。

役員名簿

2023年6月30日現在
一般社団法人専門職高等教育質保証機構

役職	氏名	所属・役職
代表理事	川口 昭彦	大学改革支援・学位授与機構 名誉教授 東京大学 名誉教授
理事	吉井 真人	全日本美容業生活衛生同業組合連合会 理事長
理事	山中 祥弘	学校法人メイ・ウシヤマ学園 理事長 ハリウッド大学院大学 学長
理事	岡本比呂志	全国専修学校各種学校総連合会 副会長 学校法人中央情報学園 理事長
理事	合田 隆史	一般社団法人 文教夢倶楽部 代表理事 前尚綱学院大学学長 元文部科学省生涯学習局政策局長
理事	小林 光俊	学校法人敬心学園 理事長 東京保健医療専門学校 理事長
理事	原 勝則	公益社団法人国民健康保険中央会理事長 元厚生労働省審議官
理事	佐藤 和彦	ハリウッド美容専門学校 副校長 全東京都立松原高等学校 校長
理事	大下 英和	東京商工会議所 産業政策第二部 部長
監事	酒井 伸夫	酒井法律事務所 代表
監事	梶間 栄一	梶間公認会計士・税理士事務所 代表

一般社団法人専門職高等教育質保証機構 評価手数料等に関する規程

令和4年6月30日決定

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人専門職高等教育質保証機構（以下「当機構」という。）が一般社団法人専門職高等教育質保証機構定款第4条に基づいて行う大学等の教育研究活動等に関する第三者評価等に関する手数料等について定める。

（認証評価に関する手数料）

第2条 認証評価に係る手数料は、評価の種別に応じて別表1の通りとする。ただし、大学等であって、次の各号に該当する場合は、手数料の算出基礎としない。

- 一 申請前年度に学生募集を停止している学部若しくは研究科又は学科
- 二 二部（夜間）又は通信教育の課程が同一分野の昼間の学部若しくは研究科又は学科に併設されている場合

2 追評価に係る手数料は、評価の種別に応じて別表2の通りとする。ただし、評価の内容に応じて、300,000円を上限として、これに消費税を加えた金額を上乗せする場合がある。

（専門学校第三者評価に関する手数料）

第3条 専門学校第三者評価に係る手数料は、評価の種別及び会員区分に応じて別表3の通りとする。

（非会員の大学等の評価手数料の取り扱い）

第4条 非会員の大学等が評価を受ける際の手数料は、第2条第1項に規定する額に加え、当該大学等が会員になった場合の年間会費の5倍に相当する額を加算した額とする。ただし、初めての評価の場合に限り、当機構の1年分の会費を加算するものとする。

（意見申立に要する経費）

第5条 意見申立審査において、意見聴取、実地検証その他の措置を講じた場合、これに要した経費を実費で請求するものとする。

（納入期日）

第6条 手数料等は、指定された期日までに納入しなければならない。

（返還）

第7条 納入された手数料等は、特段の事由のない限り、返還しない。

（改廃）

第8条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

別表 1：認証評価に係る手数料（第 2 条第 1 項関係）

種別		金額
分野別認証評価	専門職大学	次の各号に定める金額の合計に消費税を加えた金額とする。ただし、基本費用には一つの学部の評価を含むものとする。 一 基本費用 2,000,000 円 二 申請前年度に設置している学部の数に 200,000 円を乗じた金額
	専門職短期大学	次の各号に定める金額の合計に消費税を加えた金額とする。ただし、基本費用には一つの学科の評価を含むものとする。 一 基本費用 1,800,000 円 二 申請前年度に設置している学科の数に 200,000 円を乗じた金額
	専門職大学院	次の各号に定める金額の合計に消費税を加えた金額とする。ただし、基本費用には一つの研究科の評価を含むものとする。 一 基本費用 2,625,000 円 二 申請前年度に設置している研究科の数に 200,000 円を乗じた金額

別表 2：追評価に係る手数料（第 2 条第 2 項関係）

種別		金額
分野別認証評価	専門職大学	一つの専門職大学あたり 700,000 円に消費税を加えた金額とする。
	専門職短期大学	一つの専門職短期大学あたり 700,000 円に消費税を加えた金額とする。
	専門職大学院	一つの専門職大学院あたり 700,000 円に消費税を加えた金額とする。

別表 3：専門学校第三者評価に係る手数料（第 3 条第 1 項関係）

種別	金額
専門学校	次の各号に定める金額に消費税を加えた金額とする。 一 会員：900,000 円 二 非会員：1,200,000 円 ただし、分野が複数認識される場合、一分野追加につき、75,000 円(非会員の場合 100,000 円)を加えた金額とする。

一般社団法人専門職高等教育質保証機構の概要及び 申請のあった評価事業の概要

1. 専門職高等教育質保証機構の概要

- 設立目的：
 1. 専門職高等教育の高度化、多様化、国際化に対応して、専門職高等教育の教育研究実践に係る教育機関の評価を行なうことによって、専門職高等教育の発展に貢献する。
 2. 評価の成果を被評価機関にフィードバックし、その質の向上に努める。
 3. 評価の成果を広く社会に情報開示し、専門職高等教育の発展と国際化に貢献する。
- 住所：東京都港区六本木六丁目 5 番 17 号
- 設立年月日：平成 23 年 2 月 18 日
- 代表者：代表理事 川口 昭彦
(大学改革支援・学位授与機構 名誉教授)
- 主な事業：
 - ① 専門職高等教育に関する教育研究及び実践に関する第三者評価
 - ② 評価対象となる教育研究機関の教育研修事業
 - ③ 実践・教育研究に関する情報収集及び研究、普及啓発活動等
 - ④ 事業に附帯又は関連する事業
- 認証評価の実施実績
 - 【分野別評価（専門職大学院・ビューティビジネス分野）】
 - ① 第 1 サイクル（H16～H20）の受審大学数 0 大学
 - ② 第 2 サイクル（H21～H25）の受審大学数 1 大学
 - ③ 第 3 サイクル（H26～H30）の受審大学数 1 大学
 - ④ 第 4 サイクル（H31～R5）の受審大学数 1 大学
 - 【分野別評価（専門職大学院・教育実践分野）】
 - ① 第 1 サイクル（H16～H20）の受審大学数 0 大学
 - ② 第 2 サイクル（H21～H25）の受審大学数 0 大学

- ③ 第3サイクル（H26～H30）の受審大学数 0 大学
- ④ 第4サイクル（H31～R5）の受審大学数 1 大学
- 【分野別評価（専門職大学・リハビリテーション分野）】
- ① 第1サイクル（R1～R5）の受審大学数 0 大学
- 【分野別評価（専門職大学・ファッションビジネス分野）】
- ① 第1サイクル（R1～R5）の受審大学数 0 大学
- 【分野別評価（専門職短期大学・動物ケア分野）】
- ① 第1サイクル（R1～R5）の受審大学数 0 大学

2. 申請のあった評価事業の概要

- 評価の対象：
 - （1）専門職大学（経営ビジネス分野）
 - （2）専門職大学（情報工学分野）
 - （3）専門職大学（農林環境分野）
 - （4）専門職大学（エンタテインメント分野）
 - （5）専門職短期大学（農林環境分野）
- 評価の周期：5年以内ごと
- 評価手数料の額（案）
 - 専門職大学：基本費用 2,000,000 円
 + 1 学部につき 200,000 円（消費税抜き）
 - 専門職短期大学：基本費用 1,800,000 円
 + 1 学科につき 200,000 円（消費税抜き）
- 大学評価基準（案）：

評価基準は、学校教育法第109条第4項に規定する専門職大学評価基準として策定されたものであり、専門職大学（専門職短期大学）の教育活動等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、5つの領域で構成される。
- 評価方法（案）：

評価対象校が作成した自己点検評価報告書、その他、機構が必要と認めて入手した資料の分析・検討（書面調査）、及び評価対象校に関する面談、授業・施設の視察及び関連資料の閲覧調査等

を内容とする訪問調査により、評価を実施する。

○ 評価結果（案）：

- ① 各評価基準の領域Ⅰから領域Ⅴまでのすべての基準を満たしている場合、「専門職高等教育質保証機構が定める評価基準に適合している。」と評価する。
- ② 重点評価項目と位置付けた基準Ⅰ-2、基準Ⅴ-1のいずれか一つでも満たしていない場合には、「専門職高等教育質保証機構が定める評価基準に適合していない」と評価する。
- ③ ②以外で、満たしていない基準があった場合には、「すべての基準に係る状況を総合的に勘案すれば、専門職大学（専門職短期大学）として相応しい教育研究活動等の質が確保されている状況にある」ことが、確認できれば、「・・・評価基準に適合している」、確認できなければ「・・・評価基準に適合していない」と評価する。

○ 対象専門職大学・専門職短期大学（令和5年12月現在）
別紙のとおり

専門職大学（経営ビジネス分野）一覧（2023年12月現在）

開設年度	大学名	学部名	学科名	学位名
2020年度	開志専門職大学	事業創造学部	事業創造学科	事業創造学士（専門職）
	情報経営イノベーション 大学	情報経営イノベーション 学部	情報経営イノベーション学科	情報経営イノベーション学士（専門職）

専門職大学（情報工学分野）一覧（2023 年 12 月現在）

開設年度	大学名	学部名	学科名	学位名
2020 年度	開志専門職大学	情報学部	情報学科	情報学士（専門職）
	東京国際工科専門職大学	工科学部	情報工学科	情報工学士（専門職）
			デジタルエンタテインメント科	デジタルエンタテインメント学士（専門職）

専門職大学（農林環境分野）一覧（2023 年 12 月現在）

開設年度	大学名	学部名	学科名	学位名
2020 年度	静岡県立農林環境専門職大学	生産環境経営学部	生産環境経営学科	農林業学士（専門職）

専門職大学（エンタテインメント分野）一覧（2023 年 12 月現在）

開設年度	大学名	学部名	学科名	学位名
2020 年度	開志専門職大学	アニメ・マンガ学部	アニメ・マンガ学科	アニメ・マンガ学士（専門職）

専門職短期大学（農林環境分野）一覧（2023年12月現在）

開設年度	大学名	学部名	学科名	学位名
2020年度	静岡県立農林環境専門職 短期大学		生産科学科	農林業学短期大学士（専門職）

次の事項について、理由を添えて諮問します。

大学設置基準の一部改正について

令和6年3月12日

文部科学大臣 盛 山 正 仁

(理由)

大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第39条では大学の学部又は学科の教育研究に必要な施設を定めており、特に医学又は歯学に関する学部においては附属病院を附属施設として置くこととしている。この附属病院については、医療法(昭和23年法律第205号)第70条の5第1項に規定する地域医療連携推進法人に参加する法人が開設する病院が含まれる。今般、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号)により、地域医療連携推進法人に、一定の要件の下、個人立の病院等の参加が可能とされたことを踏まえ、附属病院における教育研究に必要な機能の確保の観点から、大学以外で附属病院を設置し得る者については、地域医療連携推進法人に参加する法人であって、医療法第70条第1項第1号に掲げる法人に限るものとする改正が必要である。以上を踏まえ、別紙のとおり大学設置基準等を改正するため、学校教育法第94条の規定に基づき、標記の諮問を行うものである。

大学設置基準改正要綱（案）

第一 大学設置基準の一部改正

大学の医学又は歯学に関する学部の教育研究において必要な施設である附属病院に係る要件として、医療法（昭和23年法律第205号）第70条第1項に規定する参加法人については、同項第1号に掲げる法人に限るものとする。

第二 施行期日

この改正は、令和6年4月1日から施行するものとする。

【参考】本諮問の根拠条文

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編成その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

第九十四条 大学について第三条に規定する設置基準を定める場合及び第四条第五項に規定する基準を定める場合には、文部科学大臣は、審議会等で政令で定めるものに諮問しなければならない。

6 文 科 高 第 5 7 1 号

中 央 教 育 審 議 会

次の事項について、理由を添えて諮問します。

大学設置基準の一部改正について

令和6年7月19日

文部科学大臣 盛 山 正 仁

(理由)

医師不足の解消が喫緊の課題であり、地域の医師確保等に早急に対応するため、平成22年度から令和6年度の医学部入学定員については、臨時的に増員を行った。令和7年度においては、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）及び「令和7年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について（通知）」（令和5年11月27日文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知）を踏まえ、医学部定員全体としては、令和元年度の定員を超えない範囲で暫定的に維持し、地域枠等の臨時増員の枠組みを維持することとなった。以上を踏まえ、別紙のとおり大学設置基準を改正するため、学校教育法第94条の規定に基づき、標記の諮問を行うものである。

大学設置基準改正要綱（案）

第一 令和7年度における医学部定員増に関する改正

令和6年度末に期限を迎える医学部定員の臨時増員に係る枠組みのうち、地域枠、研究医枠の枠組みを1年間暫定的に維持するにあたり必要な規定の整備を行うものとする
こと。

第二 施行期日

この改正は、公布の日から施行するものとする。

【参考】本諮問の根拠条文

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編成その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

第九十四条 大学について第三条に規定する設置基準を定める場合及び第四条第五項に規定する基準を定める場合には、文部科学大臣は、審議会等で政令で定めるものに諮問しなければならない。

関連規定

○中央教育審議会の会議の運営について（抄）

（令和5年3月15日 中央教育審議会申し合わせ）

第1 文部科学大臣は、中央教育審議会運営規則（令和5年3月15日中央教育審議会決定）第3条第2項の表の下欄に掲げる事項については、中央教育審議会（以下「審議会」という。）の会議を経ないで諮問することができる。

第2 文部科学大臣は、前項の方法により諮問するときは、あらかじめ、会長にその諮問の内容を報告するものとする。

第3 文部科学大臣は、第1の方法により諮問したときは、速やかに、審議会にその諮問の内容を報告するものとする。

【参照条文】

○中央教育審議会令（抄）

（政令第280号 平成12年6月7日）

（分科会）

第五条

6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

○中央教育審議会運営規則（抄）

（令和5年3月15日 中央教育審議会決定）

第三条

2 令第五条第六項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる分科会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

分科会	事項
生涯学習分科会	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項及び社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項
初等中等教育分科会	一 理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）第九条第一項、産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）及び教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項 二 理科教育振興法施行令（昭和二十九年政令第三百十一号）第二条第二項及び産業教育振興法施行令（昭和二十七年政令第四百五号）第二条第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項
大学分科会	一 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）第十六条の二第三項及び学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項 二 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十三条の二第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項